

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	
付表1	
証 明 願 記 1、 <u>2 及 び 3</u> に 係 る 添 付 書 類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。	
1 医療保健業務による収入金額の明細	
(表略)	
(記載上の注意事項)	
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。	
(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑬の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。	
<u>(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。</u>	
2 自費患者に対し請求する金額	
診療収入について、自費患者に請求する金額(特定外国人患者請求額を除く。)は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。	
・ 同一基準による。	
・ 同一基準によらない。	
3 (略)	
4 <u>特定外国人患者請求額</u>	
<u>診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。</u>	
・ <u>当該料金を超えない額である。</u>	
・ <u>当該料金を超える額である。</u>	
添付書類	
○「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日	

改 正 前	
付表1	
証 明 願 記 1 <u>及 び 2</u> に 係 る 添 付 書 類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。	
1 医療保健業務による収入金額の明細	
(表略)	
(記載上の注意事項)	
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。	
(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑬の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。	
2 自費患者に対し請求する金額	
診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。	
・ 同一基準による。	
・ 同一基準によらない。	
3 (略)	
<u>(新設)</u>	

- 付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式
- 診療報酬規程
 - 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

5～9（略）

10 補助金等に係る収入の明細

（表略）

添付書類

- 上記「1 医療保健業務による収入金額の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

4～8（略）

9 補助金等に係る収入の明細

（表略）

添付書類

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

改 正 後	
付表2	
証 明 願 記 <u>4</u> に 係 る 添 付 書 類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。 (略)	
添付書類 (略)	

改 正 前	
付表2	
証 明 願 記 <u>3</u> に 係 る 添 付 書 類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。 (略)	
添付書類 (略)	

改 正 後	
付表3	
証 明 願 記 <u>5</u> に 係 る 添 付 書 類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。 (略)	

改 正 前	
付表3	
証 明 願 記 <u>4</u> に 係 る 添 付 書 類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。 (略)	

改正後	
付表4	
証明願記 <u>7</u> に係る添付書類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。 (略)	
添付書類 (略)	

改正前	
付表4	
証明願記 <u>6</u> に係る添付書類	
申請者名 _____	
住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。 (略)	
添付書類 (略)	

改正後		
申請書類一覧		
◎該当する書類にチェックをしてください。		
	申請書類	備考
☐	証明願	
☐	付表 1 (証明願記 1、 <u>2</u> <u>及び</u> <u>3</u> に係る添付書類)	
☐	付表 2 (証明願記 <u>4</u> に係る添付書類)	
☐	付表 3 (証明願記 <u>5</u> に係る添付書類)	
☐	付表 4 (証明願記 <u>7</u> に係る添付書類)	
☐	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書 <u>別表十(八)</u> が添付されているものに限る。)	
☐	診療報酬規程	
☐	<u>「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和 8 年 3 月 31 日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知) 別添様式</u>	
☐	<u>訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類</u>	
☐	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
☐	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
☐	証明願記 <u>6</u> 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
☐	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式 4-1)の写し	
※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。		

改正前		
申請書類一覧		
◎該当する書類にチェックをしてください。		
	申請書類	備考
☐	証明願	
☐	付表 1 (証明願記 1 <u>及び</u> <u>2</u> に係る添付書類)	
☐	付表 2 (証明願記 <u>3</u> に係る添付書類)	
☐	付表 3 (証明願記 <u>4</u> に係る添付書類)	
☐	付表 4 (証明願記 <u>6</u> に係る添付書類)	
☐	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書 <u>別表十(六)</u> が添付されているものに限る。)	
☐	診療報酬規程	
☐	<u>(新設)</u>	
☐	<u>(新設)</u>	
☐	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
☐	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
☐	証明願記 <u>5</u> 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
☐	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式 4-1)の写し	
※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。		

改正後	
別添3	
租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第1条第2号イに該当している旨の証明願	
申請者名 _____	
住 所 _____	
(略)	

改正前	
別添3	
租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願	
申請者名 _____	
住 所 _____	
(略)	